

入 札 説 明 書

令和 8 年 4 月 1 5 日さいたま市公告（調達）第 4 4 号により公告した「（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する工事

(1) 工事名

（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事

(2) 工事場所

さいたま市南区沼影 2 丁目 7 番 3 5 号外

(3) 概要等

別添さいたま市公告（調達）第 4 4 号（写）のとおり

2 契約及び入札に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 0 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

3 設計図書等

設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する「【1／2】（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事_発注図書公開URLファイル. p d f」及び「【2／2】（仮称）さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備（建築）工事_発注図書公開URLファイル. p d f」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。

4 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。ただし、電子入札システムが利用できない場合は、質疑応答書を提出すること。

なお、題名及び質問事項欄等に特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(2) 質疑応答書の提出先

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局契約管理部契約課

担当 工事契約第 1 係 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 8 0

(3) 提出期間

ア 公告の日から令和 8 年 5 月 1 日（金）午後 4 時まで

イ 令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午前 9 時から令和 8 年 8 月 2 0 日（木）午後 4 時まで

※ 持参による提出は、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで。

(4) 質問に対する回答

4(3)アの期間に受け付けた質問については令和8年5月18日(月)の午前9時から午後4時までの間に、4(3)イの期間に受け付けた質問については令和8年8月27日(木)の午前9時から午後4時までの間に、さいたま市ホームページ及び電子入札システムに掲載する。ただし、質問及び回答の内容によっては質問者のみ又は書面のみにより行う場合がある。

5 競争入札参加申込みに関する事項

競争入札に参加申込みをする場合は、下記に従い、入札参加申請及び入札参加資格の確認のための必要書類の提出をすること。

(1) 原則として、入札に参加しようとする者は、競争参加資格確認申請書の提出を電子入札システムにより行い(提出後に表示される「競争参加資格確認申請書受信確認通知」画面を印刷すること。)、併せて、下記(3)の提出書類を(4)により提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない場合は、電子入札システムによる競争参加資格確認申請書の提出は不要とし、下記(3)の提出書類を(4)により提出すること。なお、この場合、「紙入札方式参加申請書」を併せて提出すること。ただし、下記による入札参加資格の確認の結果、参加資格がない者については、これを承認しない。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の提出を行う場合は、これを省略する。ただし、上記(1)により印刷した「競争参加資格確認申請書受信確認通知」を持参すること。)

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)

オ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定)様式第4号)

カ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類(技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証)の写し

キ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係を証明できること。なお、カに掲げる監理技術者資格者証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)

ク 入札公告2(9)ア及び2(10)アに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 入札公告2(9)イに規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム(CORINS)」登録内容確認書(工事概要の記載されているもの)の写し。なお、共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

コ 社会保険等の加入に関する誓約書(社会保険等に全て加入している場合)又は社会保険等の適用除外に関する誓約書(社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合)。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の社会保険等の加入状況に

ついて、本入札の公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況が確認できる書類を併せて提出すること。

サ 資本関係又は人的関係確認書

シ 入札参加停止措置に関する誓約書

※ エ及びオについては、袋とじにして各構成員の割印を押すこと。

※ カからケまでの書類について、日本語以外で記載されているものは、日本語に翻訳したものを添付すること。

(4) 書類の提出先及び期間

ア 提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第 1 係

イ 提出期間

令和 8 年 4 月 23 日（木）から令和 8 年 5 月 26 日（火）まで（休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果について、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり通知する。

(1) 通知場所

5(4)アに同じ

(2) 通知日時

令和 8 年 6 月 10 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで

7 見積活用方式（試行）について

積算に反映させるための見積価格書及び根拠資料を次のとおり提出すること。なお、見積活用方式（試行）の実施については、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式（試行）」運用マニュアル」及び「見積価格書及び根拠資料に関する依頼書」による。

(1) 本工事の見積価格書の提出を求める項目を除いた直接工事費

10,315,034,887 円（税抜）

(2) 提出書類

ア 見積価格書及び根拠資料の提出について（様式-2）

イ 見積価格の根拠資料

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

(4) 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第 1 係

(5) 提出期間

令和 8 年 4 月 23 日（木）午前 9 時から令和 8 年 5 月 26 日（火）午後 4 時まで（持参の場合は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

- (6) 採用見積価格等の交付場所
5(4)アに同じ
- (7) 採用見積価格等の交付日時
令和8年6月10日(水) 午前9時から午後4時まで
- (8) 予定価格の公表については令和8年6月10日(水)の午前9時から午後4時までの間にさいたま市ホームページに掲載する。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/001/p128585.html>
- (9) その他
ア 入札に参加する資格のない者が提出した見積価格書及び根拠資料は採用しない。
イ 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する。
ウ 入札参加希望者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差替えは認めない。
- 8 入札時VE方式について
入札時VE方式については次のとおりである。なお、入札時VE方式の実施については、「さいたま市入札時VE試行要綱」及び「(仮称)さいたま市立武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校整備(建築)工事入札時VE説明書」による。
- (1) 提出書類
ア 入札時VE提案申請書(様式第1-1号)(VE提案を行わない場合も提出すること。)
イ 入札時VE提案書(様式第1-2号)
ウ VE提案(様式第1-3号)
- (2) 提出方法
郵送又は持参による。
- (3) 提出先
7(4)に同じ
- (4) 提出期間
令和8年6月10日(水) 午前9時から令和8年7月10日(金) 午後4時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)
- 9 VE提案採否結果の通知
VE提案採否結果は次のとおり交付するものとする。
- (1) 交付場所
5(4)アに同じ
- (2) 交付日時
令和8年8月10日(月) 午前9時から午後4時まで
- (3) その他
VE提案が採用されない旨のVE提案採否結果の通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和8年8月10日(月)から令和8年8月20日(木)(午前9時から午後5時まで)までに5(4)アに対し、書面で説明を求めることができる。この場合、説明

を求めた者に対し、令和8年8月27日（木）午後5時までに書面により回答する。

1 0 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和8年9月1日（火）午前9時から令和8年9月3日（木）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

7(4)に同じ

(4) その他

ア 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

イ 代理人が持参により入札書を提出する場合においては、委任状を提出すること。

ウ 紙による入札は市指定の入札書をもって行い、入札金額見積内訳書（入札参加資格者に配布するものと同程度の書式のもので、入札書に記載される金額に対応したもの）を、併せて封筒に入れて提出することとし、入札金額見積内訳書の工事費計と入札金額は一致させること。なお、郵送による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し、書留郵便にて送付すること。

エ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(5) 入札保証金

免除する。

1 1 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ VE提案を採用するとされた者は、当該提案に基づき積算した金額を入札書に記載すること。

ウ VE提案を採用されないとされた者及びVE提案を行わなかった者は、標準案に基づき積算した金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の回数は、1回とする。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) その他

ア くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

イ 郵送又は持参による入札の場合においては、電子くじに使用する「くじ入力番号」として、任意の 3 桁の数字を入札書に記載すること。

1.2 開札

開札は、下記(1)及び(2)において、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせて行う。

(1) 日時

令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 1 時 30 分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1 階第 1 入札室

(3) 開札の立会い

入札の参加者は開札に立ち会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成 18 年さいたま市制定）様式第 3 号）をさいたま市財政局契約管理部契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第 4 号）を提出すること。

1.3 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1.4 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の 110 分の 100 の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成 13 年さいたま市制定）に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査により落札を保留とした場合、低価格入札者は、令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 3 時までに次に掲げる書類をさいたま市財政局契約管理部契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱様式第 1 号）

イ 当該価格で入札した理由（同要綱様式第 2 号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（同要綱様式第 3 号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（同要綱様式第 4 号）

オ 下請予定業者等一覧表（同要綱様式第 5 号）

- カ 配置予定技術者名簿（同要綱様式第 6 号）
- キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（同要綱様式第 7 号）
- ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（同要綱様式第 8 号）
- ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（同要綱様式第 9 号）
- コ 手持ち資材の状況（同要綱様式第 10 号）
- サ 資材購入予定先一覧（同要綱様式第 11 号）
- シ 手持ち機械の状況（同要綱様式第 12 号）
- ス 機械リース元一覧（同要綱様式第 13 号）
- セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（同要綱様式第 14 号）
- ソ 誓約書（同要綱様式第 15 号）
- タ 社会保険等への加入状況届（同要綱様式第 16 号）
- チ 直近 2 か年分の財務諸表等（決算報告書）の写し（すべての構成員分）

- (3) 落札者の決定は、低入札価格調査により落札を保留とした日の翌日から起算して 21 日以内に、前記(2)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外の措置を受けた場合は、その者を落札者とししない。

1.5 その他

(1) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 48 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

(2) 契約書作成の要否

要（ただし、契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。）

(3) 手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

※ 当該入札参加資格を得るため等に提出する書類が日本語以外で記載されているものについては、それを日本語に翻訳したものとすること。

- (4) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。